

2021年3月15日

宮城県環境生活部

食と暮らしの安全推進課食品安全班 御中

宮城県生活協同組合連合会

会長理事 冬木勝仁

住所 仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台5階

電話番号 022-276-5162

令和3年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）への意見

食生活は、私たちの生命と健康を支える基礎となるものです。

食品表示は、2015年に新しく食品表示法ができて以来、機能性表示食品や栄養成分表示の義務化、原料原産地、原産国、遺伝子組み換え食品、食品添加物など食品表示基準の見直しが行われ 2020年4月から新ルールによる表示に移行されました。

また、2020年の6月から食品を扱う全事業者に対してHACCPによる衛生管理の義務化が行われることが決定しました。なお、2020年の法律施行から1年間は猶予期間となっており、2021年6月からHACCPの完全制度化が開始されます。

一方、消費者全体に健康志向の高まりが見られ、健康食品の利用も広がっていますが、健康食品による健康被害という新たな問題も浮上しています。消費者教育の機会が少ないなか、今後は一層、行政・事業者・消費者間で新たな手法のリスクコミュニケーションが求められます。

県民が健やかな食生活を営むための食品の安全性や信頼性の確保のために、消費者の声を盛り込んだ「計画」になるよう、策定にあたって下記の意見を提出いたします。

記

1. 第3重点取組 1-(2)食品の適正表示の推進について

2015年に食品表示法ができて以来、機能性表示食品や栄養成分表示の義務化、原料原産地、原産国、遺伝子組み換え食品、食品添加物など食品表示基準の見直しが行われています。

一方、アレルゲン表示の欠落や期限表示の誤記載等による食品の自主回収事例が散見されます。

食品等を取り扱う事業施設において適正な食品表示を推進するためには、食品の適正な表示を推進するための核となる人材を育成する必要があります。監視指導を行うだけではなく、人材育成のための講習会及び同講習会受講済みの者を対象としたフォローアップ講習会などを開催し、適正な食品表示を推進するための支援を行うことを追記してください。

2. 第3重点取組 2-(1)-口調理従事者を介して発生する食中毒の防止について

食中毒対策は未然防止の観点での取り組みが必要と考えます。ノロウイルスによる食中毒を防止するためには、調理従事者の正しい手洗いや健康管理が重要です。

HACCPに沿った衛生管理を導入することが、ノロウイルスによる食中毒の未然防止につながることを食品等事業者に対して周知し、食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を円滑に導入できるよ

う指導することと、県民に対しても効果的に情報の提供を行うことを記載してください。

3. 第4-6- (3) 健康食品における対応について

- (1) 近年、医薬品成分が含まれている「いわゆる健康食品（無承認無許可医薬品）」の販売事例が多数報告されています。この無承認無許可医薬品は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく品質・有効性・安全性の確認がなされていないことから、摂取により健康被害が生じる危険性があります。新たに「いわゆる健康食品等の監視指導」の施策を追加し、医薬品成分を不正に配合した健康食品による健康被害を未然に防止するため、関係機関と連携した監視指導を実施してください。
- (2) これまで「いわゆる健康食品」の健康被害情報の収集は制度化されておらず、被害の発生・拡大の防止の面に課題がありました。食品衛生法改正により『特別の注意を必要とする成分』について厚生労働省が決め、その成分を含有する食品の製造者や販売者は、健康被害が起きた際に保健所へ届出ることが義務付けられました。「いわゆる健康食品」の表示の真正性を確認する調査を実施してください。
- (3) インターネット等を利用して海外から購入する海外の医薬品等は、医薬品医療機器等法に基づく品質等の確認がなされていません。医薬品等に限らず、インターネット等で個人輸入できる「いわゆる健康食品」として販売されている製品について調査し監視指導計画に入れてください。

4. 第6-4 消費者への食品等による健康被害防止のための情報提供について

食品表示は県民の食品選択における重要な情報源であることから、行政・事業者・消費者間でのリスクコミュニケーションについては、オンラインなどを取り入れた新たな手法のリスクコミュニケーションが求められます。県民へ食品表示制度変更等の情報提供をするとともに、食品表示法について周知徹底することの項目を追加してください。

以上